

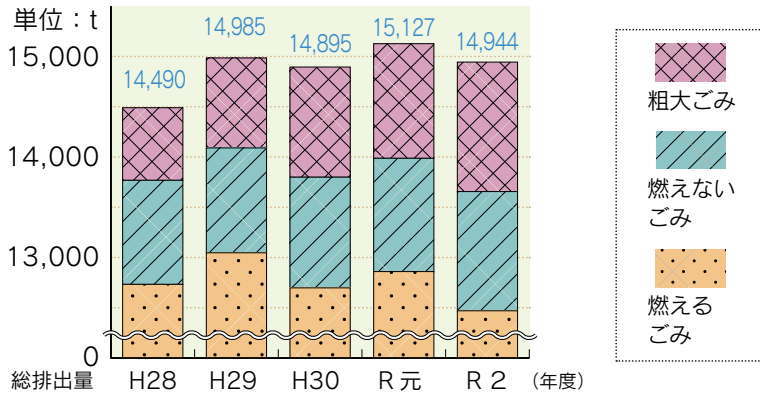
# 特集2 6月は環境月間です

● 問合せ 環境課生活環境係 (☎2144)  
環境課リサイクル推進係 (☎2145)

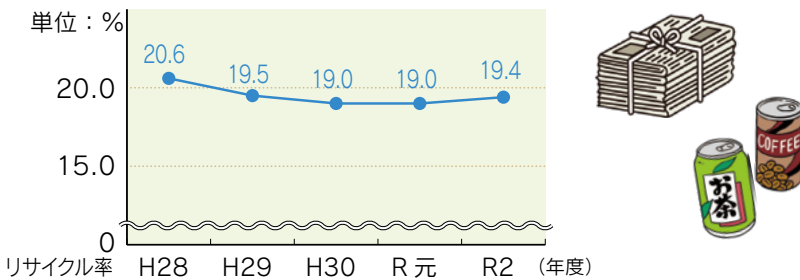
毎年6月5日は、国連により『世界環境デー』と定められています。わが国でも、環境基本法によりこの日を『環境の日』と定め、6月の1か月間を『環境月間』として、全国各地で普及啓発活動が展開されています。

皆さんもこの機会に、身の回りの環境について今一度考えてみましょう。

【グラフ1】 総排出量の推移



【グラフ2】 リサイクル率の推移



市のごみの量とリサイクル率

令和2年度の市内のごみの総排出量は、年間で1万4944ト(グラフ1)でした。令和元年度と比べて約183ト減少しています。また、ごみの総排出量に対する資源化量を表すリサイクル率は19.4割(グラフ2)で、令和元年度と比べて0.4

ポイント上昇しました。参考 国19.6割(令和元年度)、県20.1割(平成30年度) 市民一人一人のリサイクルに対する意識の向上が、ごみの減量化につながります。さらなるごみ減量化を目標に、リサイクルを心がけましょう。

## ◆ 取り組み① ◆ 生ごみダイエット作戦

燃えるごみの約4割は水分です。生ごみを出すときは、水切りをしてごみの減量に努めましょう。簡単にできる水切り方法を動画で紹介しています。動画は市のホームページから見るができます。

動画はこちらから→



## ◆ 取り組み② ◆ マイバッグ運動

レジ袋が有料化されています。スーパーなどで買い物をするときはマイバッグを持参し、レジ袋を削減しましょう。

## ◆ 取り組み③ ◆ ペットボトルの出し方

中が汚れているペットボトルは、リサイクルができません。ペットボトルを出すときは、次の点に注意してください。  
▷水ですすいで、きれいにしてから出しましょう。  
▷ラベルとキャップは外して、燃えるごみに出しましょう。

ごみを減らしましょう

私たちはふだんの生活の中で、さまざまなもの消費しながら暮らしています。例えば、スーパーでもらうレジ袋は石油から、新聞紙や雑誌の紙は主に木材が原料のパルプから作られています。それらは、すべて限りある貴重な資源。資源を有効に活用するた

めには、できるだけごみを出さないことやリサイクルできるものは正しくリサイクルすることが大切です。市では、リサイクルサンデーをはじめ、さまざまな取り組みを推進しています。皆さんもできることから始めてみませんか。

## ◆ 取り組み ④ ◆ リサイクルサンデー

リサイクルサンデーは、地区ごとに毎月1回決められた日曜日に、新聞紙や雑誌、空き缶、瓶などの家庭から出た資源ごみを分別回収してリサイクルをする取り組みです。令和2年度は、各行政区や子ども会など178団体が取り組み、1年間に回収された資源ごみの量は596tでした。回収される量は、年々減少傾向にあります。資源化だけでなく、地区の収入にもつながるリサイクルサンデーを活用しましょう。

### 回収品目7種類

- ① 新聞紙（新聞、折り込みチラシ）
- ② 段ボール
- ③ 雑誌類（週刊誌、カタログ、雑紙〔ティッシュの空箱、包装紙など〕）
- ④ アルミ缶
- ⑤ スチール缶
- ⑥ 一升瓶（茶色・緑色）
- ⑦ ビール瓶



- ※ 紙類を縛るときは、ビニール紐や紙紐（カミヨモ）などで十文字に結んでください（ガムテープは、使用しないでください）。
- ※ 缶類・瓶類は、水ですすいでください。
- ※ アルミ缶とスチール缶は、きちんと分別してください。

### ーリサイクルサンデーのメリットー

- ① 紙類や缶類の資源化
- ② 瓶の再利用
- ③ 回収量に応じた地区の収入

### 回収日

- 第1日曜日 南波多町、大川町、松浦町
- 第2日曜日 伊万里地区、牧島地区、大坪地区、立花地区
- 第3日曜日 大川内町、黒川町、波多津町
- 第4日曜日 二里町、東山代町、山代町

※お住まいの行政区が取り組んでいる回収対象品・場所・時間は、区長さんか環境課まで問い合わせてください。

## ◆ 取り組み ⑤ ◆ 不要になったパソコンの無料回収

『リネットジャパンリサイクル株式会社』と協定を締結して、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。また、プリンターなどの周辺機器のほか、デジタルカメラやビデオデッキなどの小型家電も一緒に回収できます。

### 【回収手順】

- ① インターネットから、リネットジャパン（<http://www.renet.jp/>）に申し込む
  - ② パソコンなどを段ボールに詰める
  - ③ 希望する日時に、宅配業者が自宅まで回収にきてくれます
- ※ 無料で回収できるのは、パソコンを含む段ボールが1箱（3辺の合計が140cm・重さが20kg以内）までです。
  - ※ パソコンの中のデータは、自分で消去してください（データ消去ソフトの無料提供サービスがあります）。
  - ※ 詳しくは、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページで確認してください。
- 電話による問い合わせは専用窓口0570-085-800に、午前10時～午後5時までにかけてください。

## ストップ 不法投棄

道路脇や山林など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄されたごみは、周辺の景観を損ねるだけでなく、悪臭や周辺の土壌汚染を引き起こすなど、生活環境に悪影響を及ぼします。

市では、パトロールや防犯カメラの設置により、不法投棄の防止に努めています。

皆さんも、不法投棄を『しない』、『させない』をモットーに、防止活動に取り組みましょう。

### ◆不法投棄を防止するために

不法投棄物は、投棄者が不明の場合、投棄されている土地や建物の所有者が処分しなければなりません。定期的に草刈りをしたり、柵やフェンス、警告看板を設置したりするなど、日頃から意識して管理することが大切です。

## 野外焼却は法律で禁じられています

家庭から出るごみを野外焼却することは、下記の例外を除いて法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。また、例外で認められていても、近所の迷惑にならない範囲で行うとともに、火災の原因にならないように、きちんと消火してください。

### 野外焼却とは

さが西部クリーンセンターなどの法律で定められた適正な焼却炉を使用せずに、外でごみを焼却することです。ドラム缶や小型焼却炉などでの焼却も野外焼却に当たります。

### ◆野外焼却の例外

- ・少量の落ち葉や刈り草などの焼却
- ・宗教上の行事での焼却（しめ縄など）
- ・河川管理者が行う管理のための草木の焼却
- ・農家が行う稲わらや林業者が行う伐採した枝木の焼却など

市内の環境状況を把握するため、定期的に騒音や水質について調査を実施しています。ここでは、令和2年度の測定結果を紹介します。

## 自動車騒音

自動車騒音の状況を把握するため、令和2年度は市内1地点で測定をしました。測定の結果、環境基準値を下回り、良好な状態でした。

測定地点	観測時間帯	等価騒音レベル (Leq(dB))	環境基準 (dB)
南波多町井手野 (国道 202 号)	昼間 (午前6時～午後 10 時)	68	70
	夜間 (午後 10 時～午前6時)	63	65

※ 測定日 令和3年1月13日～14日

## 水 質

### ■ 河川水

市内3地点で、河川の汚濁の程度を示す BOD (生物化学的酸素要求量) (注1) を測定しました。そのうち、環境基準が設定されているのは1地点で、令和2年度の測定結果は、環境基準を下回りました。

また、過去3年間の測定値の推移を見ても、すべて環境基準値以下となっていて、河川環境は良好な状態を維持しています。

#### 注1・・・BOD (生物化学的酸素要求量)

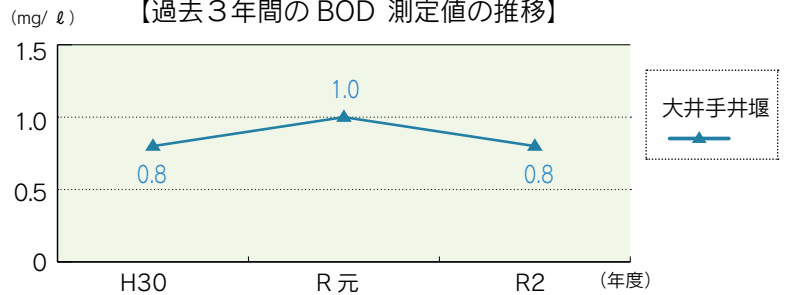
環境基準の指標として河川の水域で採用され、有機汚濁物質を微生物によって分解するときに必要とされる酸素量のこと。BODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。

【河川水BOD (75%値) (注3)】

(単位: mg/ℓ)

河川名	測定地点	測定値			環境基準
		H30	R元	R2	
有田川	大井手井堰 (二里町)	0.8	1.0	0.8	2.0 以下

【過去3年間のBOD 測定値の推移】



### ■ 海 水

伊万里湾内の2地点で、海水の汚染の程度を示す COD (化学的酸素要求量) (注2) を測定しました。令和2年度の測定結果は、すべての地点で環境基準以下でした。

また、過去3年間の推移を見ると、環境基準値に近い状況が継続していますが、測定結果はほぼ横ばいで、直ちに環境被害につながる数値ではありません。

#### 注2・・・COD (化学的酸素要求量)

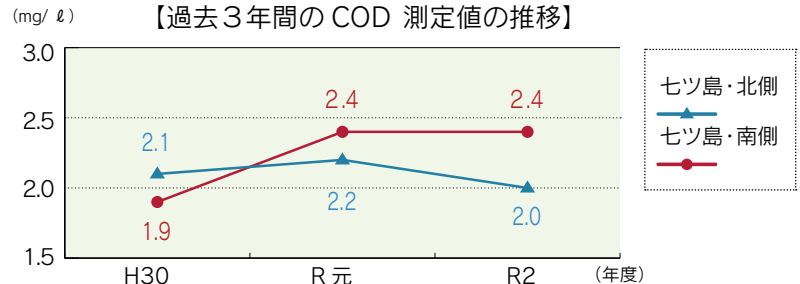
環境基準の指標として湖沼および海域で採用され、有機汚濁物質を酸化剤で分解するときに必要となる酸素量のこと。CODが高くなると、水質が悪化し、魚類などが生息できなくなります。

【海水COD (75%値)】

(単位: mg/ℓ)

測定地点	測定値			環境基準
	H30	R元	R2	
七ツ島工業団地北側 (黒川町)	2.1	2.2	2.0	2.0 以下
七ツ島工業団地南側 (黒川町)	1.9	2.4	2.4	3.0 以下

【過去3年間のCOD 測定値の推移】



#### 注3・・・75%値

有機物による水質汚濁を示す指標である BOD (河川水) や COD (海水) の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる統計値のことです。

※環境基準は、環境基本法で定められた、達成することが望ましい基準のことです。この基準を僅かに超過しても直ちに健康被害が生じるような数値ではありません。



## 油の管理・適正処理をお願いします

近年、事業所や一般家庭などで保管されている油が、大雨などの影響で水路や河川に流れ出す水質事故が発生しています。また、生活排水と一緒に、古くなった油を水路に流す事例が報告されています。

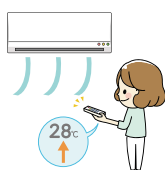
油が河川などへ流出すると、すべてを回収することは困難で、生物や植物などに多大な影響を与えてしまいます。さらに、管理が不十分なことによる流出事故が発生すれば、管理責任を問われ、賠償問題にもなりかねません。

水質事故を未然に防ぐため、事業所はもちろん、家庭においても油の管理・適正処理をお願いします。

伊万里の大切な水資源・環境をみんなで守りましょう。



↑油の流出により、オイルフェンスを設置した水路



## あなたにもできる地球温暖化対策



産業革命以来、人は石炭や石油などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出してきました。その結果、大気中の二酸化炭素濃度は産業革命前と比べ40%も増加しています。

二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなると、地表からの熱をより吸収するため、地球の気温が上昇してしまいます。これが地球温暖化です。

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活や自然の生態系にさまざまな影響を及ぼすと言われています。例えば、氷河の融解や海面水位の上昇、洪水や干ばつ、陸上・海上の生態系への影響、食料生産や健康への影響などです。

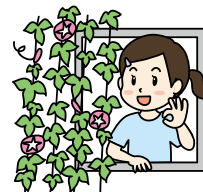
日本は、パリ協定に基づいて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいますが、目標を達成するためには事業者だけでなく、私たちの日常生活においても温室効果ガスの排出を減らすことが大切です。

市では、出前講座を利用した環境教育や広報伊万里の『暮らしのチャンネル』コーナー内に『家庭でできる！今月の省エネと地球温暖化対策』と題して、省エネ情報を掲載しています（31ページに掲載）。

ぜひ参考にして、家庭でも地球温暖化対策に取り組みましょう。



市役所庁舎のグリーンカーテン（令和2年7月）



## グリーンカーテン

カーテンとしての遮光や植物の蒸散作用による周囲の温度上昇の抑制が図られます。また、光合成による二酸化炭素の吸収などで、地球温暖化を緩和できる取り組みです。